国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学寄附講座に関する規程を次のとおり改正する。

改正案	備考
第1条 省略 (現行どおり)	
(定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 「寄附講座」とは、本学における奨学を目的とする寄附金を有効に活用して設置運営される教育・研究の単位をいう。 二 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。	
第3条~第14条 省略(現行どおり)	
附 則 省略(現行どおり)	
様式 省略(現行どおり)	
	第1条 省略 (現行どおり) (定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 — 「寄附講座」とは、本学における奨学を目的とする寄附金を有効に活用して設置運営される教育・研究の単位をいう。 二 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。 第3条~第14条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)

附 則(20規程第42号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。